

福祉有償運送運行要件

| No. | 項目      | 道路運送法等で示されている要件・内容   |
|-----|---------|--|
| 1   | 運行様態    | 登録制  |
| 2   | 期限      | 登録の日から2年間(ただし、更新時に一定の要件を満たした団体は3年間)  |
| 3   | 運送の実施主体 | NPO法人等であって、国土交通大臣の登録を受けた団体<br>【例示】<br>NPO法人 一般社団法人 一般財団法人 地方自治法に規定する認可地縁団体 社会福祉法人 商工会議所 商工会 医療法人 農業協同組合 消費生活協同組合 等   |
| 4   | 運動対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行団体に会員として登録されている</li> <li>・他人の介助によらずに単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な、次に掲げる者及びその付添人               <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」(身体障害者手帳を所持する者)</li> <li>②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する「精神障害者」(精神障害者保険福祉手帳を所持する者)</li> <li>③障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」(愛の手帳(療育手帳)を所持する者)</li> <li>④介護保険法に規定する「要介護者」(介護保険被保険者証を所持する者)</li> <li>⑤介護保険法に規定する「要支援者」</li> <li>⑥介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)該当者</li> <li>⑦その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている者を含む。)、精神障害、知的障害その他の障害を有する者(発達障害、自閉症、学習障害を含む)</li> </ol> </li> <li>・対象者については運送団体が所定の名簿を作成し、区分⑤⑥⑦については、運営協議会で運送の対象であることが適当であるとの確認が必要である。</li> <li>・透析患者輸送、精神障害者等の施設送迎等の場合で、運営協議会が必要と認めた場合は複数乗車可(旅客から収受する対価が基準を満たしていることについて、運営協議会の合意が必要)</li> </ul> |
| 5   | 運送区域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市区町村を単位とする</li> <li>・運送の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること</li> </ul>   |
| 6   | 使用車両    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉車両</li> <li>・寝台車(ストレッチャーを固定できる車)、車椅子車(リフト、スロープ付の車)、回転シート車(リフトアップ含む)、兼用車(ストレッチャー・車椅子の双方に対応)</li> <li>・セダン型車両(福祉装置がない車両)</li> <li>・乗車定員11人未満の自動車</li> </ul>  |
|     | 使用権原    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する車両は、運行団体が使用権原を有することを要する</li> <li>・運転者等から提供される自家用自動車を使用する場合には、運行団体が提供者と当該車両の使用に関して、福祉有償運送を行う間は、使用権限及び運送にかかる責任が運行団体にあることを定めた契約を運行団体と提供者との間で書面(契約書又は使用承諾書)をもって締結する必要がある</li> </ul>  |
|     | 車両の表示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用自動車の両側面に有償運送の登録を得た車両であることを表示する(運行団体の名称・「有償運送車両」・登録番号を記載し、文字の大きさは1辺5センチメートル以上、ステッカー、マグネットシート又はペンキによる横書き)</li> <li>・車内に登録証の写しを備えておく</li> <li>・運行団体の名称、運転者氏名、自動車登録番号、収受する対価に関する事項を車内に旅客が見やすいように表示する</li> </ul>  |
| 7   | 運転者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通二種免許を取得し、その効力が停止されていないこと又は、一種免許を取得しその効力が2年以内に停止されておらず、下記のいずれかの要件を満たすこと               <ol style="list-style-type: none"> <li>①国土交通大臣の認定する講習を修了していること</li> <li>②上記に準ずるものとして、国土交通大臣の認める要件を備えていること(ケア輸送サービス従事者研修の受講)</li> </ol>               ※セダン型車を運行する者は、上記要件のほか、下記の要件も満たすことを要する               <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護福祉士の登録をうけていること</li> <li>②国土交通大臣が認定する講習を修了していること</li> <li>③②の講習に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること(ケア輸送サービス従事者研修の受講、介護保険のヘルパー資格、障害者自立支援法の各介護従事者資格の研修修了者)</li> </ol> </li> <li>・セダン型運転者が上記の要件を満たすことができない場合は、上記①から③のいずれかの要件を満たす者を乗務させる</li> <li>・運行中所定の運転者証を表示又は車内に掲示しなければならない</li> <li>・乗務記録の記入、提出</li> </ul>  |
| 8   | 損害賠償措置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険等に加入する必要がある</li> <li>・法令違反をしている状態での事故に対し、免責となっていないこと</li> </ul>   |
| 9   | 運送の対価   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務開始前までに、対価を定め事務所において公衆の見やすいように掲示、又はあらかじめ旅客に対し説明すること</li> <li>・旅客の運送に要する燃料その他の費用を勘案して実費の範囲内であること</li> <li>・合理的方法で定められ、旅客にとって明確であること</li> <li>・営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ運営協議会のなかで協議が調っていること</li> <li>【運送サービスの利用に対する対価】               <ol style="list-style-type: none"> <li>①当該地域のタクシー料金の上限運賃のおおむね2分の1の範囲内</li> <li>②距離制、時間制、定額制のいずれかを選択</li> </ol> </li> <li>【運送サービス以外の対価】               運送サービスと連続して、又は、一体として行われる役務の利用、設備の利用に対する対価で実費の範囲内対価の額、適用の基準を明確に定める<br/>迎車回送料金、待機料金、その他料金(介助料、施設利用料など)             </li> </ul>   |